指定(介護予防)短期入所生活介護事業 重要事項説明書

この重要事項説明書では、事業所の概要や事業者が提供する『短期入所生活介護』並びに『介護予防短期入所生活介護』サービスの内容、利用上ご注意いただきたいことについてご説明します。

1. ご利用の事業所

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ロングステージ KOBE 岡本(平成13年11月1日指定 事業所番号 2870100639)
- (2) 目 的 介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援する事を目的とし、事業所において、日常生活に必要な世話をすることにより、利用者の心身機能の維持ならびに利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- (3) 所 在 地 〒657-0073 神戸市東灘区西岡本 2-25-4-101 JR「住吉駅」下車 北東へ徒歩約10分
- (4) 電話番号・FAX番号

電 話 (078) 414-0789 FAX (078) 414-3663

- (5) 施設長(管理者)名 松尾 朋己
- (6) 運営方針 ①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス の提供に努めます。
 - ②地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援 事業者、他の居宅サービス事業、その他保険医療サービス、 福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- (7) 開設(サービス開始)年月 平成13年11月 1日
- (8) 通常の事業実施地域 神戸市灘区・東灘区、芦屋市の一部

(9) 営業日·営業時間

営業日 月曜日から日曜日まで(祝祭日を含む。)

施設送迎の実施日 月曜日から金曜日まで(祝祭日を含む。)

受付時間 午前9時から午後6時まで

(10)利用定員 20名

(11)建物の概要 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造14階建の2・3階部分

延床面積: 2, 465.84㎡ (本体施設を含む)

(12)居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています(本体施設が利用する居室を含む)。利用される居室は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により事業者が判断させていただきます。

居室・設備の種類	室 数	備考
1 人 部 屋	16室	
2 人 部 屋	7室	
4 人 部 屋	10室	
合 計	33室	
食 堂	2室	
浴室	1室	一般浴槽、特殊浴槽
医 務 室	1室	

☆居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、利用者の心身の状況や居室の空き状況により事業者はその可否を決定します。 また、同様の状況により居室を変更する場合もありますが、その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定します。

2. 経営法人(事業者)

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 鶯 園
- (2) 法人所在地 〒708-0844 岡山県津山市瓜生原 337-1
- (3) 電話番号 (0868) 26-0888
- (4) 代表者氏名 理事長 小林和彦
- (5) 設立年月日 昭和48年3月16日

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

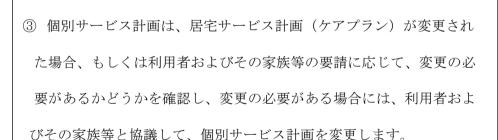
(1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービスの提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容をふまえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスにかかる介護計画(以下、「個別サービス計画」という。)に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第5条参照)

① 介護支援専門員(ケアマネージャー)が個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当します。



② その担当者は個別サービス計画の原案について、利用者およびその家 族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。





④ 個別サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付 し、その内容を確認していただきます。

- (2) 利用者に係る「居宅介護サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない 場合のサービス提供の流れは次のとおりです。
 - ① 要介護認定を受けている場合
 - ○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
 - ○個別サービス計画を作成し、それに基づき利用者にサービスを提供します。
 - ○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いただきます。(償還払い)

居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成

- ○作成された居宅介護サービス計画にそって、個別サービス計画を変更しそれに基づき利用者にサービスを提供します。
- ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金 (自己負担額)をお支払いいただきます。
- ② 要介護認定を受けていない場合
 - ○要介護認定の申請に必要な支援を行います。
 - ○個別サービス計画を作成し、それに基づき利用者にサービスを提供しす。
 - ○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支いただきます。(償還払い。)

要支援、要介護と認定された場合

○居宅サービス計画(ケアプラン)を 作成していただきます。必要に応じ て居宅介護支援事業者の紹介等の支 援を行います。 非該当と認定された場合

- ○契約は終了します。
- ○すでに実施されたサース の利用料金は全額自己担 となります。

居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

- ○作成された居宅サービス計画にそって、個別サービス計画を変更し、そに 基づき利用者にサービスを提供します。
- ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金 (自己負担額)をお支払いいただきます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

	配置職員数
1. 管理者(本体施設と兼務)	1名以上
2. 生活相談員(本体施設と兼務)	1名以上
3. 介護職員(本体施設と兼務)	7名以上
4. 看護職員(専従)	1名以上
5. 管理栄養士(本体施設と兼務)	1名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	日勤 午前9時~午後6時
2. 介護職員	早出 午前7時30分~午後4時30分 日勤 午前10時~午後7時 遅出 午前11時30分~午後8時30分 夜勤 午後4時30分~翌日午前9時30分
4. 看護職員	日勤 午前8時~午後6時
5. 管理栄養士	日勤 午前9時~午後6時

〈主な職種の職務〉

生活相談員・・・・・利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 介護職員・・・・・・利用者の日常生活上の介護ならびに、健康保持のための相談・ 助言を行います。

看護職員・・・・・・主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。

管理栄養士・・・・・主に利用者の給食管理及び栄養改善上必要な指導等を行います。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対し介護保険法令に従い短期入所生活介護を提供しますが、このサービスには

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス(契約書第2条)

以下のサービスについては、負担割合に応じて介護保険から給付されます。

ア サービスの概要

- ①食 事(ただし、食材料費、調理に係わる費用は別途ご負担いただきます。)
 - ・当事業所では、管理栄養士の作成する献立により、栄養ならびに利用者の 身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを 原則としていますが、心身の状況により調整させていただきます。

(食事時間) 朝 食 ; 8:00から

昼 食 ; 12:00から

夕 食; 18:00から

②入 浴

- ・ 入浴または清拭は、最低週2回行います。
- ・ ねたきりの方でも、機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

・ 必要に応じ、利用者の排泄の介助を行います。

④送 迎

・ 事業所による送迎を行います。利用者の心身の状況やご家庭の事情等に より、送迎が必要と認められる場合、ご自宅と当事業所間の送迎を行い ます。

⑤健康管理

- ・看護職員が健康管理を行います。
- ⑥その他自立への支援
 - ・ねたきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第3条参照)

ア サービスの概要と利用料金

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、介護保 険からの給付を受けることができません。

このため、サービス利用料金に定められた全額が必要になります。

②滞在費 (光熱水費及び室料)

個室(1人部屋)と 多床室(2~4人部屋)では料金が違います。 具体的な金額については、別紙料金表をご参照ください。

③ 食費

食材料費及び調理費を負担していただきます。 具体的な金額については、別紙料金表をご参照ください。

- ④その他、利用者負担が適当と定めるサービス
 - ・理美容サービス利用料金 理美容サービスの利用に要した費用の実費
 - ・ 飲食サービス利用代金

喫茶等において、利用者が選定した飲食物の代金実費

イ 1日当りのサービス料金

- ・利用料の計算は歴月単位で行うため、利用月の翌月にご請求させていただきます。
- ・ 具体的な金額については別紙:料金表をご参照下さい。
- ・加算その他の関係で、記載した金額が変更となる場合があります。また、 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用 者の負担額を変更させていただきます。

(3) 利用料金の支払い方法

利用に関わる料金・費用は、利用月ごとの精算となります。

お届けした請求書に基づき、利用月の翌月30日までに以下のいずれかの方法 でお支払いください。 ア 郵便局口座からの自動引落とし

イ 下記指定口座へのお振り込み

郵便口座番号:14300-60179611

店名 四三八 (読み ヨンサンハチ) 預金種別 普通預金

口座名義:社会福祉法人鶯園 特別養護老人ホーム ロングステージ KOBE 岡本

※その他のお支払いご希望の方は、ご相談をさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

- ○利用開始日の前に、利用者のご都合によりサービスの利用を中止または変更 (利用期間の延長または短縮) することができます。この場合、利用開始日の 前々日までに事業者へ申し出てください。但し、「利用期間の延長」の申し出 の場合、「満室」等の理由により利用者の希望に沿えない場合があります。
- ○サービスの利用開始後に、利用者のご都合によりサービスの利用を中止または変更(利用期間の延長または短縮)することができます。但し、「利用期間の延長」の申し出の場合、「満室」等の理由により利用者の希望に沿えない場合があります。

(5) サービス利用中の医療の提供について

サービス従事者(看護職員)または嘱託医師が早急に医療処置が必要と判断した場合は、ご家族等に連絡し医療機関への受診を促します。また、緊急やむを えない場合においては、利用者及びご家族等の同意を得る前に救急搬送する場 合があります。

6. 利用者負担の軽減(契約書第11条参照)

(1) 事業者は、保険者が「住民税世帯非課税のうち特に生計が困難である者」と認めた利用者については利用者負担を減免することがあります。利用者負担とは介護費負担、滞在費負担、食費負担をいいます。

「特に生計が困難である者」とは、

- 市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
- ・利用者負担が減免されなければ生活保護受給者となってしまう者
- ・その他市町村民税世帯非課税であって、上記に準ずるものと市町村長が 認めた者等をいいます。
- (2) 利用者負担の減免の程度は、利用者の申請に基づいて市町村において決定の後 交付される確認証に記載されたものとします。
- (3) 事業者は、利用者が生活保護制度の適用が必要となった場合には、必要な援助を行ないます。

7. サービス利用をやめる場合

契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申入れがない場合には、契約はさらに6ヶ月間(要介護認定期間)更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には本契約は終了します。

- (1) 契約の終了(契約書第19条参照)
 - ①利用者が死亡した場合。
 - ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合。
 - ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により 事業所を閉鎖した場合。
 - ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
 - ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
 - ⑥利用者から解約または契約解除の申し出があった場合。(詳細は、以下(2)をご 参照ください。
 - ⑦事業者から契約解除を申し出た場合。(詳細は、以下(3)をご参照ください。)

(2) 利用者からの解約、契約解除の申し出(契約書第20条、第21条参照)

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部または一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約の全部または一部を解約、解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③利用者が入院された場合。
- ④利用者の「居宅介護サービス(ケアプラン)」が変更された場合。(一部解約 はできません。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務違反に違反した場合。
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・ 信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な 事情が認められる場合。
- ⑧他の利用者が当該利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(3) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第22条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解約させていただくことがあります。

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意 にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重 大な事情を生じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定め た催告にもかかわらず正当な理由なくこれが支払われない場合。
- ③利用者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他 の利用者の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによ

って本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

④利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、利用者が重大な自傷行為(自殺にいたる恐れがあるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(4) 契約の一部が解約または解除された場合(契約書第23条参照)

本契約の一部が解約または解除された場合には、当該サービスに関わる条項は 効力を失います。

(5) 契約終了に伴う援助(契約書第19条参照)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等 を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条参照)

事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などについて配慮するなど、契約書第12条、第13条に規定される義務を負います。事業者は、利用者にサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護婦と連携の 上、利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し5年間保存するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、 利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があ

ります。

- ⑥利用者へのサービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合やその 他必要な場合には、速やかにご家族及び主治医等への連絡を行うなど必要な処 置を講じます。
- ⑦事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって 知り得た利用者及び家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しませ ん。

(守秘義務)

ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報 を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、利用者の同意 を得ます。

9. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第14条)
 - ○居室および共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。
 - ○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただくことがあります。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 事故発生時の対応について

当事業所によるサービス提供時間内において事故が発生した場合には、利用者の 家族または緊急連絡先等の近親者に対して速やかに状況を報告し、その被害の拡大 防止を図るなど必要な措置を講じます。

- ○看護職員または介護職員による、速やかな応急処置を行います。
- ○在宅での主治医に状態報告し、指示を仰ぎます。 (事故対応者が緊急と判断する場合、救急搬送後に報告を行います。)

- ○事故発生の経過や利用者の状態及び主治医の指示等を利用者の家族または緊急 連絡先の近親者に説明し、必要な措置について同意を得ます。 (事故対応者が 緊急と判断する場合、必要な措置の実施後に説明等を行います。)
- ○入院加療が必要な事故が発生した場合や更には損害賠償に至る事故が発生した 場合には、速やかに市町村への連絡を行います。

11. 苦情処理について(契約書第26条)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 特別養護老人ホーム ロングステージ KOBE 岡本

責任者 管理者 松尾 朋己

担当者 生活相談員 宮田 英治

TEL (078)414-0789

FAX (078) 414-3663

○受付時間 毎日 午前9時~午後6時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

(介護保険サービスに関すること) 神戸市福祉局監査指導部	電 話:078-322-6326 受付時間:8:45~12:00 13:00~17:30 (平日)
養介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話	電 話:078-322-6774 受付時間:8:45~12:00 13:00~17:30 (平日)
(介護保険サービスに関すること) 兵庫県国民健康保険団体連合会	電 話:078-332-5617 受付時間:8:45~17:15 (平日)
(サービスの質や契約に関すること) 神戸市消費生活センター	電 話:078-371-1221 受付時間:9:00~17:00 (平日)
第三者委員	由良 和也 078-362-1294 木下 昭満 078-412-8513

12. 損害賠償について(契約書第16条、第17条)

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

以上

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム ロングステージ KOBE 岡本での短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

サービス提供事業者

社会福祉法人 鶯園

特別養護老人ホーム ロングステージ KOBE 岡本

)

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、社会福祉法人 鶯園 による特別養護老人ホーム ロングステージ KOBE 岡本での短期入所 生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

利 用 者

住 所

氏 名

私は、利用者が事業者から重要事項の説明を受け、社会福祉法人 鶯園による特別養護老人ホーム ロングステージ KOBE 岡本での短期入所生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認いたしましたので、私が利用者に代わって署名代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名

(利用者との関係